

について

- 西日本防災システム

建基令第120条、121条



とは

直通階段とは、建築物の任意の階からその階段を通じて、直接地上又は避難階」に誤りなく容易に到達できる階段をいいます。

上階から降りて、又は下階から上って来て任意の階で、

次の階段が目の前に無い場合は直通階段とはなりません。

直通階段の位置は、 各居室の一番奥から直通階段に至る歩行距離 2以上の直通階段を設けなければならない場合

の二つから規制が行われています。 下表参照

直接地上へ行ける、又は地上へ通ずる出入り口のある階を 避難階 といいます。

NBS

直通階段までの歩行距離の限度

項目	構造 居室の種類	A主要構造部が準耐 火構造であるか又は 不燃材料で造られて いる場合		Aの場合で居室及び 避難路の内装を、準 不燃材料としたもの	15階以上の居室
1	無窓の居室(建基令第116条の2第1項第1号)、百貨店の売り場、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売店舗>10㎡ などの主用途の居室	30m	30m	七 粉結	一类
2	病院の病室、ホテル、旅館又は下宿の宿 泊室、共同住宅の居室、寄宿舎の寝室、児 童福祉施設等(建基令第19条第1項)など の主用途の居室	50m	30m	左 数値 +10m	左 数値 -10m
3	1 2 以外の居室	50m	40m		







2以上の直通階段を設ける場合

				主要構造部		
	項目	建築物の用途	避難階以外の階	準耐火構造又は不 燃材料で造られてい る建築物	その他	
	11	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	客席、集会場などがある階	•		
	2	物販店舗で床面積 > 1,500㎡	売り場のある階			
	38	キャバレー、ナイトクラブ、バー 個室付浴場等 ヌードスタジオ等 専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設 店舗型異性紹介営業その他これらに類する営業を営む店舗	客席等のある階 2	原則として 全て		
	4	病院、診療所、児童福祉施設等	病室又は児童福祉 施設等の主たる用途 に供する居室のある	S 3 > 100 m ²	S > 50 m²	
	9	ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎	宿泊室、居室、寝室 のある階	S > 200 m²	S > 100 m²	
		そ 6階以上の階	居室のある階 4	原則として全て		
	6	の 5階以 避難階の直上階	居室のある階	S > 400 m ²	S > 200m ²	
L		他 下の階 その他の階	居室のある階	S > 200 m ²	S > 100m ^t	





²⁵階以下の階について緩和規定があります。 建基令第121条1項3号

³Sはその階における居室等の合計面積を示します。

⁴ 1∥ から 4 以外の用途に供する階について緩和規定があります。 建基令第121条第1項第6号イ